

平成 27 年度包括外部監査結果報告書における指摘事項への措置状況について

平成 27 年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業

(ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業)

に係る事務の執行について

第 3 外部監査の結果

Ⅱ 廃棄物対策に係る監査結果について

Ⅱ - 1. ごみ収集運搬業務及びし尿処理事業等について

2. し尿処理事業及び浄化槽指導事業について

2-2. 衛生センターの施設管理及び運転管理について

(3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置																					
<p>③ 廃止状態にある施設に対する火災保険の付保について【廃棄物施設課】（報告書 P120）</p> <p>「公有財産のうち火災保険その他相当と認める保険契約を締結する必要があるもの（公有財産規則第 18 条）」については、当該財産の保険契約を締結し、保全に努める必要がある。旧衛生センター建物及び現在の衛生センター遊休設備については、公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済の対象として、保険の対象に含まれている。また、損害共済での評価額はいずれも再調達価額としている。なお、遊休資産の付保の状況（全て合計値）は、次の表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="156 1323 812 1749"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>旧衛生センター</th> <th>現衛生センター 遊休設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床面積 (㎡)</td> <td>3,022</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共済責任額 (万円)</td> <td>27,268</td> <td>80,482</td> </tr> <tr> <td>実損割合 (%)</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>建築価額 (万円)</td> <td>16,586</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>再調達価額 (万円)</td> <td>49,323</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>年間支払保険料 (円)</td> <td>11,341</td> <td>59,877</td> </tr> </tbody> </table> <p>損害共済での評価額を再調達価額とする理由は、施設に損害が発生した場合に新しく建て直すこと等を目的としているものと考えられる。旧衛生センター建物・設備及び現在の衛生センター遊休設備については、事実上の用途の廃止の状況により、将来の利用可能性が極めて低い施設であることに鑑み</p>	区 分	旧衛生センター	現衛生センター 遊休設備	床面積 (㎡)	3,022	—	共済責任額 (万円)	27,268	80,482	実損割合 (%)	30	30	建築価額 (万円)	16,586	—	再調達価額 (万円)	49,323	—	年間支払保険料 (円)	11,341	59,877	<p>旧衛生センター建物及び現衛生センターの遊休処理設備（一次処理設備・二次処理設備・高度処理設備・汚泥設備）については、施設に損害が発生した場合でも、新たに建て直すなどの保全措置を要するものでないことから、平成 28 年 10 月 31 日に建物総合損害共済保険の対象から除外した。</p> <p>なお、配管設備、電気設備、計装設備のうち遊休処理設備に付随し遊休となっている部分を保険対象から除外し、保険料を減額するための再評価を行うことについては、施設内をめぐる配管配線など口径、材質、敷設方法が多岐にわたるものに対し、各々に稼働中、遊休中と区別した資料を作成するための詳細な調査が必要となることから、費用対効果を考慮し、再評価は実施しないこととした。</p>
区 分	旧衛生センター	現衛生センター 遊休設備																				
床面積 (㎡)	3,022	—																				
共済責任額 (万円)	27,268	80,482																				
実損割合 (%)	30	30																				
建築価額 (万円)	16,586	—																				
再調達価額 (万円)	49,323	—																				
年間支払保険料 (円)	11,341	59,877																				

ると、施設及び設備に損害が発生した場合でも、改めて建て直したりすることを想定していないものと考えられる。したがって、廃止状態にある施設については、損害共済の対象から除くことを検討されたい。

ただし、配管設備、電気工事、計装工事については、遊休処理設備に付随して遊休となっているものが含まれているため、設備全体に対する遊休処理設備の共済責任額割合だけ、配管設備、電気工事、計装工事の共済責任額を減額するなどにより再評価することを検討されたい。